

令和7年度（令和6年度分） 職員の給与の男女の差異の情報公表

（令和7年6月公表）

特定事業主名：飯山市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	79.7	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.8	%
全職員	61.4	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	%
本庁課長相当職	95.9	%
本庁課長補佐相当職	93.2	%
本庁係長相当職	96.5	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	101.3	%
31～35年	90.9	%
26～30年	89.0	%
21～25年	83.2	%
16～20年	88.7	%
11～15年	84.8	%
6～10年	93.8	%
1～5年	85.4	%

【説明欄】

- ・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員に、時給払いの職員は含めていない。
(人により勤務日数及び月の支給額に極端に差がある時給払いの職員は、全体の算出値に影響を及ぼすため)
- ・ 役職段階別の本庁部局長・次長相当職には女性職員がいないため算出不可。
- ・ 男性に扶養手当を支給している場合が多く、男女差異に影響している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。